

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 情報政策課

団 体 名: (公財)e-とくしま推進財団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	「e-とくしま」推進業務	次の事業の実施に係る経費 (1)ICT利活用に関する普及・啓発 (2)公立小中学校の情報化支援等ICTの利活用促進 (3)県内の高等教育機関に属し、ICTIに関して優秀な業績を残した学生・生徒や小中学校等への表彰事業 (4)デジタルとくしま推進プランの重点戦略に合致した調査・研究に対する助成事業の実施に要する経費等	1	R5.4.1	R6.3.31	23,000	23,000	第2号(競争に不向き)	公益財団法人e-とくしま推進財団は、「県民誰もが、ICTの利便性を享受し、ICTを暮らしに活かし、個人が、地域が、産業が活力あふれ、県全体がいきいきとした徳島(e-とくしま)の実現」を基本理念とする活動組織として設立された県内唯一の公益法人であり、「e-とくしま」推進業務の委託という業務内容の性質及び目的が競争入札に適しないものであるため。
2	①委託	徳島県版プレミアムポイント事業情報発信等業務	「徳島県版プレミアムポイント事業第2弾」に関して、県民への情報発信、県民からの問合せ対応等の業務を行う。	1	R.5.4.1	R5.6.30	4,490	4,490	第2号(競争に不向き)	委託先の選定に当たっては、徳島県版プレミアムポイント事業第2弾(以下「本事業」という。)が国のマイナポイント事業と連動して実施する事業であるため、マイナポイント事業の周知・広報・支援等を実施する市町村や関係機関と十分な連携を取れることが不可欠である。 公益財団法人e-とくしま推進財団は、市町村関係団体や報道機関、情報通信機関など各分野で幅広い賛助会員と協働して、長年に渡って、県内の情報通信技術の利便性や利活用方法等に関する普及啓発事業を行っている。また、令和2年度に本県が実施した「徳島県版プレミアムポイント事業第1弾」における、県民・県内団体への周知・広報、問い合わせ対応等、委託業務の受託実績を有する。 以上より、マイナンバーカードの取得を促進するとともに、県内経済の活性化を図るための本事業について、令和4年1月1日から開始された国のマイナポイント事業第2弾と連動して、迅速かつ県民に分かりやすく普及啓発できる委託先は同財団しかいないため。
3	①委託	人に寄り添う「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」運営事業に係る業務	誰一人取り残さない「人に寄り添うデジタル社会」を実現するため、産学官連携の人材育成拠点である「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」において「デジタル支援員の育成」と「人材バンクへの登録」を行い、地域や学校におけるデジタル活用を支援する。	1	R5.4.1	R6.3.31	12,800	12,800	第2号(競争に不向き)	公益財団法人e-とくしま推進財団は、「県民誰もが、ICTの利便性を享受し、ICTを暮らしに活かし、個人が、地域が、産業が活力あふれ、県全体がいきいきとした徳島(e-とくしま)の実現」を基本理念とする活動組織として設立された県内唯一の公益法人であり、これまで市町村や各種公益団体、情報通信事業者など幅広い分野の賛助会員と協働し、長年にわたり県内の情報通信技術の利便性や利活用方法等に関する普及啓発事業を実施している。 「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」の下、産学官の関係者の協力を得て、デジタル支援員の育成からデジタル活用支援までを一貫して行うことができる委託先は同財団しかいないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：観光政策課

団 体 名：（一財）徳島県観光協会

（金額単位：千円）

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島観光すいすい事業	県内で宿泊を伴う団体旅行商品 造成のため、旅行会社に対する 貸切バス助成の実施	1	R5.4.1	R6.3.31	18,356	18,356	第2号(競争に不 向き)	(一財)徳島県観光協会は、県内市町 村や観光関係団体、観光事業者等と密 接な連携を取りながら、観光客誘致のた めの多様な自主事業を行っているほか、 過去にも多くの県事業を受託し、円滑に 観光事業を遂行した実績を持つ県内唯 一の法人であり、これらの事業実施に必 要な条件をすべて満たしているのは、同 協会のみであるため。
2	①委託	「オール徳島」観光誘客プ ロモーション事業	大手旅行会社や運輸期間の強 みとする旅行形態やテーマに特 化した誘客プロモーションの実 施及び主要都市における旅行 会社向けセミナー・セールス、首 都圏における観光商談会の運 営	1	R5.7.7	R6.3.31	24,365	24,365	第2号(競争に不 向き)	本事業は、県内の自治体や観光関係 団体、宿泊業者、県内外の旅行関係業 者の利害に関係する事業であることか ら、営利活動を営む民間事業者への委 託は馴染まない。また、本事業の実施に 当たっては、次の条件を満たす必要があ る。 (1)県内の自治体、観光協会、宿泊業者 等の観光関連団体・企業や県内外の旅 行関連業者と関わる事業であり、これら 関係機関からの信頼やネットワークを有 していること。 (2)県内の観光資源全般を把握し、その 魅力を理解する広範かつ深い知識と経 験や、旅行業界の状況を把握し総合的 に企画調整ができる能力・経験を有して いること。 これらの事業実施に必要な条件をすべ て満たしているのは、(一財)徳島県観光 協会のみであるため。
3	①委託	徳島県「観光周遊ルート旅 行商品造成支援事業」	徳島県内の地域連携DMOが 造成した観光コンテンツ・旅行商 品等の活用及び東部～西部圏 域ルート・東部～南部圏域ルー トの旅行商品造成・販売促進	5	R5.10.2	R6.3.31	7,000	7,000	第2号(競争に不 向き)	公募型プロポーザル方式にて選定
4	①委託	訪日教育旅行等ニュー ツーリズム促進事業	訪日教育旅行及びニューツー リズムの誘致活動及び受入れ調 整	1	R5.4.1	R6.3.31	1,000	1,000	第2号(競争に不 向き)	本委託業務を実効あるものにするため には、委託先が国際観光業務に関して の知識とノウハウを有し、県と緊密な連 絡体制を整えていることが必要である。 (一財)徳島県観光協会は、徳島県内の 観光資源等に関する内容を熟知している とともに、観光事業団体の連絡機関とし て県内外の観光団体等とも連携し、密接 な連絡を取りながら、外国人観光客誘致 のための数々の事業を実施している唯 一の団体であり、過去に数多くの本県観 光事業を受託している。 本事業において、海外からの訪日教育 旅行の受入支援及び誘致に取り組むに 当たり、海外を対象とした観光事業を扱 う同協会に委託することで、本業務に関 し、運営面・経費面ともに最も効率的な 業務の執行を図ることができるため。
5	①委託	とくしまロケーション・ブラン ド発信事業実施業務	フィルム・コミッション事業の普 及啓発及び支援	1	R5.4.1	R6.3.31	13,954	13,954	第2号(競争に不 向き)	県内の観光資源や観光施設に関する 情報を熟知し、地元市町村や地域住民 (団体)との連携や信頼関係が必要不可 欠であり、(一社)徳島県観光協会はこれ らを満たす唯一の公的機関であるため。
6	①委託	着地型観光コンベンション 事業	着地型旅行商品の情報発信及 びコンベンション主催者・来訪者 への魅力発信	1	R5.4.1	R6.3.31	14,594	14,594	第2号(競争に不 向き)	本事業を実施するに当たり、県内市町 村や観光関係団体等との連携が必要で あるとともに、公平性や透明性の確保が 必要不可欠であり、これを満たす県内事 業者は、県内観光資源や観光施設に関 する内容を熟知し、全県を対象として観 光客誘致事業を実施している県内唯一 の団体で、県内市町村や観光関係団 体、旅行者等と常から連携している公 的機関である(一財)徳島県観光協会し かない。 また、同協会が実施するコンベンション 開催支援助成に併せて当事業を実施す ることで、観光客誘致や観光経済の活性 化などの相乗効果も期待できるため。
7	①委託	魅力あふれる「阿波とく しま」観光誘客促進事業に係 る業務	観光コンテンツの発掘・磨き上 げや観光情報発信の強化	1	R5.4.1	R6.3.31	14,398	14,398	第2号(競争に不 向き)	本事業の実施に当たっては、徳島県の 観光推進施策への十分な理解、県内の 観光コンテンツに関する見識、観光プロ モーション等に関するノウハウが求めら れるとともに、県内の観光DMOや市町 村、県内外の観光関連事業者だけでなく、海外地域との連携や調整など、徳島 県と同様の事業遂行の能力が求められる。 (一財)徳島県観光協会は、当事業を 実施するために必要なノウハウ、人材、 事業実施体制を有しており、県内に同等 の能力を有する企業、団体が他になく、 唯一の団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光政策課

団 体 名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR5年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
8	①委託	「徳島観光アカデミー」開催事業	観光人材の即戦力強化、次世代の観光産業の担い手のための講座を開催する	1	R5.8.9	R6.3.31	3,920	3,920	第2号(競争に不向き)	本事業を実施するに当たり、産官学連携による体系的な学びの場を創出するため、多岐にわたる関係者との連携や迅速な実施が必要不可欠であり、(一財)徳島県観光協会は、多数の賛助会員を抱えており、県内観光産業をとりまく観光関係団体と密接なネットワークを形成しているほか、観光人材育成事業のノウハウを有しており、講師人材の手配や受講者の募集等の調整を円滑に行うことができる。 また、観光関係事業者同士のヨコのつながりを形成するための「中核的な役割」を担い、人材育成の効果検証も中長期のスパンで可能となる唯一の団体であるため。
9	①委託	「#とくしまあるでないで」キャンペーン企画運営業務	県内宿泊事業者/旅行会社/運輸機関とタイアップし、各社の強みを生かした誘客キャンペーンの実施	1	R5.9.15	R6.3.29	21,541	21,541	第2号(競争に不向き)	公募型プロポーザル方式にて選定
10	①委託	全国旅行支援(みんなで！徳島旅行割)事業	全国旅行支援(みんなで！徳島旅行割)の実施	1	R4.9.5	R6.3.29	648,151	648,151	第2号(競争に不向き)	公募型プロポーザル方式にて選定
11	①委託	タイにおけるエージェン営業業務	徳島県への航空路線誘致及び観光誘客を推進のため、タイにおけるエージェンットの確保及び現地航空会社・旅行会社等へのセールス活動に対する支援	1	R5.9.1	R6.3.31	1,452	1,452	第2号(競争に不向き)	タイから徳島県への航空路線誘致及び観光誘客を促進するためには、徳島県の航空路線誘致事業や観光推進施策への十分な理解が必要である。また、県内の観光資源・施設に関する情報を熟知し、海外でのプロモーション活動等に関するノウハウが求められる。さらに、県内の観光DMOや市町村、県内外の航空関連事業者や観光関連事業者だけでなく、海外地域との連携や調整などの事業遂行能力が求められる。 (一財)徳島県観光協会は、広域的視点に立った観光振興施策を賛助会員である市町村、関係機関、宿泊、旅行、観光事業者等と連携し、実施している公益的団体である。県内の観光資源・施設に精通しているほか、プロモーションなど多くの観光関連の徳島県事業を受託し、そのノウハウやネットワークを生かした事業実施の実績を持つ。さらに、タイをはじめとした東南アジア地域でもプロモーション活動の実績が豊富である。これらの能力を有する企業や団体が県内に他にないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：観光政策課

団 体 名：徳島空港ビル株式会社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契 約 日 等		契 約 金 額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR5年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県立航空旅客取扱施設PBB回路変更業務	徳島県立航空旅客取扱施設のPBB(パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ)が停電時にも使用できるよう、漏電アラームブレーカー設置及びPBBと非常用電源の接続工事を実施し、徳島県立航空旅客取扱施設の安全安心かつ円滑な受入環境を整備する。	1	R5.3.9	R5.11.8	1,179	1,179	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島県立航空旅客取扱施設に設置されているPBB(パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ)に漏電アラームブレーカーの設置及び非常用電源の接続工事を実施するものである。 徳島空港ビル株式会社は、徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者として、管理協定を締結し、日常の維持管理等の保守を担っていることから、当該設備に精通している。また、空港法第15条に基づき空港ごとに指定された唯一の「空港機能施設事業者」であり、一般利用者等の自由な立ち入りが制限される区域(保安区域)への立入許可業務を行える者であることから、徳島空港ビル株式会社の協力なくして事業を実施することは不可能である。 よって、徳島空港ビル株式会社が本業務を執行できる唯一の委託先である。
2	①委託	チャーター便お出迎えイベント業務	スターラックス航空の「台北－徳島連続チャーター便」お出迎えイベントを開催することにより、継続的な国際チャーター便の就航を促進する。	1	R5.10.31	R5.12.28	1,399	1,399	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港ターミナル施設を利用したお出迎えイベントを実施する内容である。また、保安区域内外での同イベントに係る備品保管や関係者の移動、同区域内でのマスコミ取材対応や同施設等における他事業者との調整等を円滑に実施する必要がある。 徳島空港ビル株式会社は、徳島阿波おどり空港において、空港法第15条に基づき国土交通大臣の指定された唯一の「空港機能施設事業者」として保安区域への立入許可業務を行える者である。また、新ターミナルの指定管理者であり、かつ、既存ターミナルの所有者である。 よって、徳島空港ビル株式会社が本業務を執行できる唯一の委託先である。
3	①委託	地産水素サプライチェーン構築モデル実証業務	「水素フォークリフト」を運用する新たな「水素サプライチェーン」の構築を図るため、「水素製造から充填、運搬」と「水素フォークリフトの運用」まで一体となったモデル事業の実証を行う。	1	R5.4.1	R6.2.9	1,223	1,223	第2号(競争に不向き)	当該業務は、燃料電池フォークリフトを活用した実証業務を委託するものである。徳島空港ビル株式会社は、燃料電池フォークリフトを所有し、充填する水素供給設備等の運用を行っている県内で唯一の事業者であるため。
4	①委託	徳島阿波おどり空港到着者靴底消毒実施業務	徳島阿波おどり空港の到着者通路において、豚熱等家畜伝染病に有効な消毒薬を染み込ませたマット上を通過することによる靴底消毒に関する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	1,409	1,409	第2号(競争に不向き)	当該空港を管理しているため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化振興課

団 体 名: 公益財団法人徳島県文化振興財団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名 称 (業 務 名 等)	契 約 の 概 要		契 約 日	契 約 業 務 の 終 期	総 額	うちR5年度 支 払 額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委 託	あわ文化継承・発展に係る 業務	本県ならではの文化を継承し、 人材育成や文化振興を図るとと もに、文化の力で地域の活性化 に視する取組を実施するもの	1	R5.4.1	R6.3.31	2,558	2,558	第2号(競争に不 向き)	(公財)徳島県文化振興財団は、本県文 化振興の拠点施設である徳島県郷土文 化会館(あわぎんホール)の運営に関す る高い専門性と、様々な文化事業の実 施実績に基づく文化の継承・発展のため の知見を有している。また、本業務の実 施にあたり必要となる県と連携した取組 の推進においても多数の実績があること からも、効率的かつ効果的な業務遂行 が期待できるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：文化資源活用課

団 体 名：埋蔵文化財センター

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和5年度 徳島管内道路埋蔵文化財調査委託業務	埋蔵文化財発掘・整理業務	1	R5.4.1	R6.3.31	207,550	207,550	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財調査業務を委託できる機関が他にないため。
2	①委託	令和5年度 吉野川河川改修事業(加茂第二堤防)関連埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R5.9.1	R6.3.31	64,800	64,800	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
3	①委託	令和5年度 街路事業(住吉・万代・園瀬橋線)に伴う埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R5.4.1	R6.3.31	49,200	49,200	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
4	①委託	徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R5.4.1	R6.3.31	26,000	26,000	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
5	①委託	令和5年度新時代対応！国府支援学校整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R5.7.1	R6.3.31	21,900	21,900	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託できる機関が他にないため。
6	①委託	令和5年度那賀川河川改修事業(加茂堤防)に伴う埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財整理業務	1	R5.4.1	R6.3.31	79,900	79,900	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
7	①委託	徳島法務総合庁舎新営事業に伴う令和5年度埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財整理業務	1	R5.5.1	R6.3.31	14,300	14,300	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
8	①委託	令和5年度徳島県立中央病院ER棟(仮称)整備に関する埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R5.12.1	R6.3.31	8,800	8,800	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
9	①委託	令和5年度緊急地方道路整備事業 船戸切幡上板線 土成工区関連埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R5.4.1	R6.3.31	17,800	17,800	第2号(競争に不向き)	徳島県及び国が実施する公共事業に伴う埋蔵文化財整理業務を委託できる機関が他にないため。
10	①委託	温故知新！「いにしえ」を訪ねて「ミライ」を創るプロジェクト事業 埋蔵文化財速報展「発掘とくしま」実施業務	埋蔵文化財展示業務	1	R5.4.1	R6.3.31	550	550	第2号(競争に不向き)	県内の遺跡や発掘調査の状況及び歴史的環境等の特性を正しく理解し、適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。
11	①委託	令和5年度 収蔵庫等管理業務	収蔵庫等管理業務	1	R5.4.1	R6.3.31	3,506	3,506	第2号(競争に不向き)	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、保存についても適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。
12	①委託	令和5年度 遺物保存処理等業務	遺物保存処理等業務	1	R5.4.1	R6.3.31	174	174	第2号(競争に不向き)	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の状況や特性を正しく理解し、保存についても適切に業務を遂行できる専門性を持った県内唯一の業者であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 生活環境政策課

団 体 名: 公益財団法人徳島県国際交流協会

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和5年度 外国人にやさしい徳島づく り推進事業	国際理解支援講師の派遣や国 際理解フォーラムの開催、専門 ボランティアの養成、防災啓発 等に係る業務	1	R5.4.1	R6.3.31	12,004	12,004	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関 から委託された事業を実施しており、豊 富な経験と専門的知識及びノウハウを有 している。また当該業務の成果を実効あ るものにするためには、常に県と緊密な 連絡体制が整っていることが必要である ため。
2	①委託	令和5年度 地域で学ぶ！日本語教育 推進事業	日本語教室の開催、日本語指 導ボランティア養成講座等の外 国人の日本語教育の推進に係 る業務	1	R5.4.1	R6.3.31	8,129	8,129	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関 から委託された事業を実施しており、豊 富な経験と専門的知識及びノウハウを有 している。また当該業務の成果を実効あ るものにするためには、常に県と緊密な 連絡体制が整っていることが必要である ため。
3	①委託	旅券作成業務	旅券業務に係る申請相談、申 請・交付窓口業務、旅券作成業 務及びそれに付随する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	20,244	20,244	第2号(競争に不 向き)	本業務は都道府県知事が外務大臣から 法定受託業務として受託しているもので あり、個人情報扱う業務であることから、 本来は県職員を配置することになっ ている。旅券法の趣旨を尊重し、責任あ る発給体制を確保する観点から、当該業 務はその性質、目的が競争入札に適さ ない。そして、当協会は旅券法、戸籍法 等の関係法令に精通し、旅券作成機器 操作等業務遂行についての技術、経験 を有した人材を擁しているため。
4	①委託	令和5年度 とくしま国際戦略センター推 進事業	多言語相談窓口運営及びとく しま国際戦略センターホームペ ージによる多言語情報提供を行う 業務	1	R5.4.1	R6.3.31	20,000	20,000	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関 から委託された事業を実施しており、豊 富な経験と専門的知識及びノウハウを有 している。また当該業務の成果を実効あ るものにするためには、常に県と緊密な 連絡体制が整っていることが必要である ため。
5	①委託	令和5年度 外国青年招致事業徳島オ リエンテーション業務	オリエンテーションに係る資料・ 教材の企画及び作成、その他こ れに付随する業務	1	R5.6.12	R5.10.10	916	916	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関 から委託された事業を実施しており、豊 富な経験と専門的知識及びノウハウを有 している。また当該業務の成果を実効あ るものにするためには、常に県と緊密な 連絡体制が整っていることが必要である ため。
6	①委託	令和5年度 地域とつなぐ！在住外国人 支援事業	市町村や地域交流団体と連携 し、地域における多文化共生を 推進するため、外国人の地域活 動への参加促進やネットワーク 形成を行う業務	1	R5.4.1	R6.3.31	3,735	3,735	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出 損により設立された公益財団法人であ り、国際交流に関する県及び関係機関 から委託された事業を実施しており、豊 富な経験と専門的知識及びノウハウを有 している。また当該業務の成果を実効あ るものにするためには、常に県と緊密な 連絡体制が整っていることが必要である ため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 交通政策課

団 体 名:阿佐海岸鉄道株式会社

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名 称 (業 務 名 等)	契 約 の 概 要		契 約 日	契 約 業 務 の 終 期	総 額	うちR5年度 支 払 額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委 託	DMVを活用した阿佐東線 にぎわいづくり事業委託業 務	DMVの更なる利用促進や沿線 地域のにぎわい創出による阿佐 東線の活性化を図るため、DM Vを核とした国内外の誘客促進 や、地域住民等へのマイルール 意識の醸成、持続可能な公共 交通としてDMV導入の効果検 証等を行う。	1	R5.4.1		2,500	2,500	第2号(競争に不 向き)	本業務は、車両自体が観光資源となる DMVを活用し、DMVや沿線地域の情報 発信、イベントの企画・実施や誘客コンテ ンツの開発等により、沿線地域の地域活 性化を図るものである。 本業務の実施に当たり、DMVを観光 資源として、通常の営業運行に支障のな い範囲で、各種イベントや誘客コンテン ツに活用する必要があることから、DMVを 運行管理する阿佐海岸鉄道株式会社の 主体的な協力と参加が不可欠となり、契 約の性質または目的が、競争入札には 適さないものである。 阿佐海岸鉄道株式会社は、県や沿線 自治体を中心に出資して設立された第3 セクター鉄道会社で、世界初の本格営業 運行を開始したDMVの安全・安全な運 行はもちろんのこと、これまでも、DMVを 核とした沿線地域への誘客促進に、県や 沿線自治体とともに取り組んできており、 本業務を効果的かつ円滑に遂行できる 唯一の団体として選定するものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 長寿いきがい課

団 体 名: (公財)とくしま“あい”ランド推進協議会

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	フレイル予防推進業務委託 契約	フレイルを予防し、高齢者がで きるだけ長く健康でいられるよう フレイル予防・健康づくりに資す る普及・啓発を行うため、情報 誌「いのち輝く」において特集記 事を掲載する。	1	R5.4.1	R6.3.31	1,513	1,513	第2号(競争に不 向き)	高齢者の生活不活発によるフレイルを予 防し、高齢者ができるだけ長く健康でい られるよう、積極的な啓発活動を行うこと を目的としている。情報誌「いのち輝く」 は、高齢者の情報に特化した情報誌とし て、県内最大の発行部数となる3,700部 であり、高齢者を中心に県内関係機関・ 各層で広く愛読されており、また、一般に も販売されていることから、高齢者のフレ イル予防啓発には効果的であるため、同 誌の発行者である(公財)とくしま“あい” ランド推進協議会への委託が最適である。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課：障がい福祉課

団 体 名：社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県地域生活定着促進事業	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等に対して、矯正施設や保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する。		R5.4.1	R6.3.31	26,614	26,614	第2号(競争に不向き)	本事業は、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行うものであることから、切れ目のない継続的な支援が必要であり、また、支援の上では特別調整者との信頼関係が重要であるため。
2	①委託	再犯防止相談窓口設置事業	罪を犯した方やその家族等から、抱える悩みや課題等の一時的な相談に応じ、各関係支援機関への連絡調整や紹介により、適切な支援へと繋げる。		R5.7.1	R6.3.31	974	974	第2号(競争に不向き)	本事業は、犯罪行為をしてしまう本人や家族、その支援者等に対し、相談支援から各関係支援機関等への連絡調整や紹介を行うことから、各関係機関と連携し、切れ目のない継続的な支援が必要であり、緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
3	①委託	点字広報等発行事業	県政だより「OUR徳島」等県広報の録音版、点字版の発行		R5.4.1	R6.3.31	3,056	3,056	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
4	①委託	点訳・音訳奉仕員スキルアップ事業	点訳・音訳奉仕員養成事業において養成、登録された奉仕員に対して、視覚障がい者のより一層のコミュニケーションを確保するため、講習会等を開催する。		R5.4.1	R6.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、視覚障がい者の福祉向上に寄与する各奉仕員の養成に対する優れたノウハウを有しており、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
5	①委託	手話通訳等意思疎通支援促進事業	・手話通訳者設置事業 ・手話通訳者登録試験実施事業 ・自立と社会参加のまちづくり事業 ・要約筆記者養成事業 ・要約筆記者登録試験実施事業 ・要約筆記者スキルアップ事業 ・手話通訳者全国統一試験対策講座		R5.4.1	R6.3.31	19,241	19,241	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、県内の中途失調・難聴者当事者団体及び要約筆記活動団体との連絡調整を円滑に行い、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
6	①委託	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の派遣・調整を行う		R5.4.1	R6.3.31	1,870	1,870	第2号(競争に不向き)	本事業は、聴覚障がい者の意思疎通支援を目的としており、聴覚障がい者に対する知識と理解を要し、また聴覚障がい者当事者団体及び手話通訳・要約筆記活動団体及び市町村等との連絡調整が必要である。専門知識かつ豊富な経験を有し、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営している社会福祉事業団に委託することが最も効果的であると認められるため。
7	①委託	「とくしま県議会だより」録音及び点字版発行事業	「とくしま県議会だより」録音及び点字版の発行		R5.4.1	R6.3.31	1,397	1,397	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
8	①委託	視覚障がい者等読書環境整備事業	専門書等幅広いニーズに応えるため、専門点訳講習会を開催するなど、視覚障がい者の読書環境を整備する。		R5.4.1	R6.3.31	2,400	2,400	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。
9	①委託	読書バリアフリー推進事業	県内の読書バリアフリー推進を目指し、公立図書館等職員研修等を開催する。		R5.4.1	R6.3.31	1,900	1,900	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
10	①委託	ICTサポートセンター事業	障がい者等の情報通信技術(ICT)の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるように支援する。 (ICT機器の紹介や貸出、ICTサポートセンターの設置、ICTサポーターの養成・派遣等)		R5.7.7	R6.3.31	13,150	13,150	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。

契約業務のうち 随意契約によるもの

所管課：障がい福祉課

団 体 名：社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
11	①委託	障がい者社会参加促進事業	・心の輪を広げる体験作文、障害者週間のポスター募集事業 ・自立と参加のまちづくり事業 ・障がい者の集い県民大会開催事業 ・徳島県障がい者福祉バス運行事業		R5.4.1	R6.3.31	13,774	13,774	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、市町村、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
12	①委託	障がい者スポーツ交流支援事業	・障がい者スポーツ交流大会開催事業 ・とくしまパラスポーツ人材バンク運営事業 ・障がい者スポーツ指導員設置事業 ・ノーマビック・スポーツ大会開催事業		R5.4.1	R6.3.31	14,193	14,193	第2号(競争に不向き)	本事業は障がい者スポーツの振興を目的としており、障がい者に対する知識と理解を要し、障がい者当事者団体と十分な連携を図る必要がある。当団体に事務局を置く徳島県障がい者スポーツ協会は、全国障がい者スポーツ協会の登録団体であり、障がい者スポーツに関する専門的知識や技術を有し、経験も豊富であることから、最も効果的に事業を実施できると認められるため。
13	①委託	全国障害者スポーツ大会派遣事業	全国障害者スポーツ大会に徳島県選手団を派遣することにより、障がい者スポーツの振興を図る。		R5.4.1	R6.3.31	14,317	14,317	第2号(競争に不向き)	本事業は障がい者スポーツの振興を目的としており、障がい者に対する知識と理解を要し、障がい者当事者団体と十分な連携を図る必要がある。当団体に事務局を置く徳島県障がい者スポーツ協会は、全国障がい者スポーツ協会の登録団体であり、障がい者スポーツに関する専門的知識や技術を有し、経験も豊富であることから、最も効果的に事業を実施できると認められるため。
14	①委託	徳島県障がい者スポーツ推進プロジェクト事業	特別支援学校運動部活動と、地域の障がい者スポーツクラブ等との連携事業を実施することで、運動部活動地域移行に向けた基盤作りを行う。		R5.6.13	R6.2.29	3,013	3,013	第2号(競争に不向き)	本事業は障がい者スポーツの振興を目的としており、障がい者に対する知識と理解を要し、障がい者当事者団体と十分な連携を図る必要がある。当団体に事務局を置く徳島県障がい者スポーツ協会は、全国障がい者スポーツ協会の登録団体であり、障がい者スポーツに関する専門的知識や技術を有し、経験も豊富であることから、最も効果的に事業を実施できると認められるため。
15	①委託	とくしま共生アートプロジェクト推進事業	障がい者芸術・文化活動支援センター運営事業		R5.4.1	R6.3.31	17,000	17,000	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
16	①委託	障がい者芸術展開業事業	障がい者芸術展開事業		R5.4.1	R6.3.31	500	500	第2号(競争に不向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
17	①委託	障がい者の生涯学習支援事業	障がい者の生涯学習を支援するため、徳島県立障がい者交流プラザ等において、障がいのある人の生活や社会参加に役立つ学習、スポーツ、文化芸術に関する各種講座を開催する。		R5.4.1	R6.3.31	800	800	第2号(競争に不向き)	本事業は、特別支援学校卒業後の障がい者の生涯にわたる学習を支援し、障がい者の自立と社会参加を促すことを目的としている。福祉や特別支援教育に関する専門的な知識と経験を有するとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくりの推進に関する協定」を締結していることから、当該団体に委託することが最も適切であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: (公財)とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	中小企業・雇用対策事業資金運用業務	県が行う中小企業・雇用対策事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R5.4.1	R6.3.31	21,476	21,476	第2号(競争に不向き)	①当該法人は、本県産業振興を担う中核的支援機関であること ②県との協調のもと、しっかりと資金運用を行える団体であること ③所得税法第11条の規定により公益財団法人が支払を受ける利子等は非課税であり、多額の利子を得ることができること
2	①委託	次世代“光”創出・応用産業振興支援事業	「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」による徳島大学研究シーズを社会実装させるため、大学と企業のマッチングによる研究開発支援や、計画への参画企業の発掘を行う。	1	(当初) R5.4.1 (変更) R6.3.31	R6.3.31	18,247	18,247	第2号(競争に不向き)	当団体は「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」において、製品開発や社会実装、販路開拓等の事業を総合的に支援することとされており、当団体の持つ中小企業支援に関する十分なノウハウと実績、コーディネーター配置によるLED関連企業への充実した支援体制は、本事業を実施するにあたり適当であるため。
3	①委託	中小企業の「稼ぐ力」サポート事業(国内販路開拓マッチング支援事業)	機械・金属関連企業と県外メーカーとの取引拡大を目的に、関西圏のメーカー調達・開発担当者等が多数来場する、関西機械要素技術展に出展を行う。	1	R5.4.1	R6.3.31	5,350	5,350	第2号(競争に不向き)	当該団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。
4	①委託	ものづくり新市場開拓事業	県内ものづくり企業の販路拡大を目的に、民間団体との連携による首都圏メーカー等とのマッチング支援や、県内展示会への出展支援を行う。	1	(当初) R5.4.1 (変更) R6.3.15	R6.3.31	4,000	4,000	第2号(競争に不向き)	当団体は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展支援及び民間団体と連携したマッチング支援でも豊富な実績を有しており、本事業のより効果的な実施が可能である。
5	①委託	とくしま経済飛躍ファンド資金運用業務	とくしま経済飛躍ファンド造成資金貸付金による国債、政府保証債、公募地方債の購入運用に係る業務を円滑かつ効果的に運営する。	1	R5.4.1	R6.3.31	794	794	第2号(競争に不向き)	とくしま経済飛躍ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県の資金及び民間の資金を活用して造成しており、ファンドを管理する団体として、造成された基金を債券等の購入運用を行うという業務の性格から、当該団体が業務を執行することが最も適当であるため。
6	①委託	平成藍大市あったかビジネス大賞業務	地域密着型あったかビジネス事業者が参加するビジネスコンペの募集から審査、表彰、展示会出展PRまでの運営全般を実施	1	R5.6.1	R6.3.31	650	650	第2号(競争に不向き)	・他の業務と一体化して行う必要がある特殊な業務で、効果的、効率的に遂行することが必要であり、当該業務については、特定の者でなければ納入できないものであるため。 ・当該法人は、中小企業支援法において中小企業の支援事業を適切かつ確実に実施できる公益法人として、県内唯一の指定法人であり、創業支援や経営指導において十分な実績とノウハウを持つため。
7	①委託	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	プロフェッショナル人材戦略マネージャー及びサブマネージャー等のスタッフを採用し、プロフェッショナル人材戦略拠点を運営する。 地域の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と関係者を積極的にコーディネートする。	1	R5.4.1	R6.3.31	33,383	33,383	第2号(競争に不向き)	当該団体は、「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「設備資金」「販路開拓」などの事業を総合的、一元的に支援することを目的として設置され、中小企業支援法において中小企業の創業、経営指導等の中小企業支援事業を適切かつ確実に実施できる十分な実績とノウハウを持ち合わせているため。
8	①委託	徳島県農林漁業者等へのサポート活動業務	徳島県農山漁村発イノベーション地域プランナーの派遣等による農林漁業者等の経営改善支援	1	R5.4.14	R6.3.28	4,720	4,720	第2号(競争に不向き)	効果的かつ、円滑に本業務を推進するためには、農林漁業者等への支援について、専門的な知識や経験を有する必要があることから、競争入札により所期の効果を得ることが困難と判断し、公募型プロポーザル方式を採用した。その結果、当団体のみから提案があり、選定委員会による審査を行い、適当と求められたため、当団体を選定したものとする。
9	①委託	ものづくり企業DX加速化事業業務	ものづくり企業等のDX推進を支援するための「DXワンストップ窓口」の運営・サポート、DX推進セミナーの開催、及びDX専任コーディネーターの配置等	1	(当初) R5.4.1 (変更) R6.3.29	R6.3.31	5,198	5,198	第2号(競争に不向き)	当団体は県が所管し、出捐している公益法人であるとともに、県内中小企業に係る「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「販路開拓」等の事業を総合的、一元的に支援する十分な実績、ノウハウを有している。そのため、AI、IoT、ロボット等のデジタル技術を活用し、企業活動の業務プロセスを変革するDXを推進するには最も適切な団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: (公財)とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
10	①委託	生産性革命投資促進事業 費補助金事務局運営事業	県内の中小企業等が行う生産 工程やサービス提供方法の改 善に必要な設備・システム投資 に要する経費の一部を助成する 「徳島県生産性革命投資促進事 業費補助金」の事務局運営	1	R5.12.22	R6.3.31	10,000	0	第2号(競争に不 向き)	・本事業は、DXの推進につながる設備投 資等による生産性向上の取組みに対して 助成を行うものであるため、「『とくしまDX 推進センター』による支援を受け、DX推進 計画を策定して取り組む事業であること」を 補助要件としている。 ・また、国の「重点支援地方交付金」を活用 することから、事業実施期間に縛りがあり、 速やかな事業展開を図るとともに、それぞ れの企業の経営課題に対応した最適な設 備・システムの効果的な導入を実現するた め、事業の広報・周知からDX推進計画の 策定、補助事業の実施、完了報告までを 「とくしまDX推進センター」がハンズオンで 支援を行い、着実な進行管理を行う必要が ある。 ・このため、県内企業のデジタル化による 生産性の向上や業務の効率化・省力化を 促進する本県の「DX推進拠点」と位置づけ られ、「とくしまDX推進センター」の運営を 行うとともに、中小企業者等が実施する経 営革新、経営基盤の強化を促進し、地域経 済の活性化その発展に寄与する様々な取 組みを金融、事業助成、経営指導、研究開 発などの支援実績を有する公益財団法人 とくしま産業振興機構に委託を行う必要が あるため、競争入札にはなじまず、地方自 治法施工令第167条の2第2項第2号の 規定により随意契約としている。
11	①委託	企業・デザイナー橋渡し事 業開催業務(デジタルコン テンツ人材育成事業)	県内デザイナーの認知向上を図 るため、「徳島ビジネスチャレ ンジメッセ」に紹介ブースを出展す るとともに、企業とデザイナーの 橋渡しイベントを開催	1	(当初) R5.5.12 (変更) R6.3.11	R6.3.31	1,424	1,424	第2号(競争に不 向き)	当団体は、一定の実績を有する34名の デザイナーが登録する「徳島クリエイター ズライブラリ」を運営しており、これを活用 することで効率的に優秀なデザイナーを集 めやすい。また、当ライブラリの認知向上 により、イベント終了後も企業による県内デ ザイナーの活用が見込める。 更に、これまでデザイナーの活用に関す るセミナーを多数回実施しており、デザイ ナーの活用について実績を有する。 以上のことから、効率的、効果的に業務 目的を達成することができるのは、同団体 と判断したため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 企業支援課

団 体 名: (株)徳島健康科学総合センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	頑張る中小企業応援体制 構築事業に係る契約	・「徳島ビジネスチャレンジメッ セ」における「フードテック×ス タートアップ とくしまサミット」の 開催 ・とくしま経済モニターの実施 ・常設の「交流サロン」設置・運 営	1	R5.4.3	R6.3.29	12,651	12,651	第2号(競争に不 向き)	当業務の執行には、県内中小企業の 振興及び本県経済飛躍の実現を図るた めの講座等の開催について、産業界等 から必要な人材の参画を募り、かつ、短 期間で幅広く意見集約を行うとともに必 要な資料の収集・分析等を行うことが不 可欠である。 また、スタートアップ企業の交流の場と して、常設の「交流の場」を設置すること としており、常に利用者に対する細やか な対応が必要となる。 このため、本県の産業技術の集積促進 及び県内産業高度化の中核的施設とし て位置づけられ、本県産業の現状、課 題、経済情勢等について熟知していると ともに、県の施策運営について詳しく、か つ、会議運営及び企業支援に関するノウ ハウ及び実績を有している株式会社徳 島健康科学総合センターに委託を行う必 要があるため。
2	①委託	販路創出・新事業展開促進 支援事業に係る契約	・新成長分野に関する新事業展 開の成功事例紹介や最新情報の 発信 ・新たなビジネス展開のきっか けとなるセミナーや講座の開催	1	R5.4.3	R6.3.29	2,283	2,283	第2号(競争に不 向き)	当事業は、新型コロナウイルスや原油・ 原材料価格高騰の影響を受け、業績悪 化等に直面している県内企業の事業継 続・再生に向け、「業態転換」や「多角化」 等に取り組むため、新成長分野に関する 新事業展開の成功事例紹介や最新情報 の発信など新たなビジネス展開のきっか けとなるセミナーや講座を開催すること で、県内企業活動の活性化、ひいては県 内雇用の創出を図ることを目的としてい る。 このため、本県の産業技術の集積促 進及び県内産業高度化の中核的施設と して位置づけられ、本県産業の現状、課 題、経済情勢等について熟知していると ともに、県及び徳島市と連携したICT研 修等の実施による人材育成や、創業間 もない企業等に対し低廉な価格で事務 室等を提供するインキュベーション施設 として県内企業活動の活性化に取組む など、ノウハウ及び実績を有している株 式会社徳島健康科学総合センターに委 託を行う必要があるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：農林水産政策課農地政策室

団 体 名：公益財団法人徳島県農業開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR5年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	とくしまブランド推進機構展開事業(県単)	「とくしまブランド」の生産・流通・販売を総合支援する「とくしまブランド推進機構」による活動効果を発揮させるため、適切な人材を配置しm産地及び消費地での支援活動を促進する。	1	R5.4.1	R6.3.31	15,100	15,100	第2号(競争に不向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」という)は、本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、(公財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま、徳島県の4者により平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構のコントロールタワーとして、新たな販売チャネル開発による所得向上等の支援のため、輸出部門を設け、対象国、地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行っており、本業務の遂行にあたり必要となる、生産者と国内外の商社等バイヤーとの人的ネットワークや、県下の地域計画の情報を有し、包括的に輸出促進を行うことができる唯一の団体である。
2	①委託	とくしまブランド推進機構展開事業	「とくしまブランド」の生産・流通・販売を総合支援する「とくしまブランド推進機構」による活動効果を発揮させるため、適切な人材を配置しm産地及び消費地での支援活動を促進する。	1	R5.4.1	R6.3.31	16,000	16,000	第2号(競争に不向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」という)は、本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、(公財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま、徳島県の4者により平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構のコントロールタワーとして、新たな販売チャネル開発による所得向上等の支援のため、輸出部門を設け、対象国、地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行っており、本業務の遂行にあたり必要となる、生産者と国内外の商社等バイヤーとの人的ネットワークや、県下の地域計画の情報を有し、包括的に輸出促進を行うことができる唯一の団体である。
3	①委託	とくしまブランド新商流構築事業	県産品の販売拡大を図るため、首都圏における情報発信・交流拠点「ターンテーブル」を核に、産地とのマッチングや消費地ニーズに対応する県産農林水産物等の提案や営業活動の展開など、新たな取引や商流につながる取組みを推進し、「もうかる農林水産業」の実現を図る。	1	R5.6.1	R6.3.31	24,000	24,000	第2号(競争に不向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」という)は、本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、(公財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま、徳島県の4者により平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構のコントロールタワーとして、新たな販売チャネル開発による所得向上等の支援のため、輸出部門を設け、対象国、地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行っており、本業務の遂行にあたり必要となる、生産者と国内外の商社等バイヤーとの人的ネットワークや、県下の地域計画の情報を有し、包括的に輸出促進を行うことができる唯一の団体である。
4	①委託	万博に向けた「徳島グルメ」創出事業	大阪・関西万博を絶好の機会と捉え、国内外に「徳島の食材」をPRするため、首都圏の食の発信拠点「ターンテーブル」がこれまで培ってきたノウハウを最大限活用し、新たな「徳島グルメ」を試作・開発すること等により、「徳島の食」を目当てに多くの人が訪れる「食べに行きたい徳島」の実現や県産食材の利用拡大を促進する取組を実施した。	1	R5.6.1	R6.3.31	10,000	10,000	第2号(競争に不向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」という)は、本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、(公財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま、徳島県の4者により平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構のコントロールタワーとして、新たな販売チャネル開発による所得向上等の支援のため、輸出部門を設け、対象国、地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行っており、本業務の遂行にあたり必要となる、生産者と国内外の商社等バイヤーとの人的ネットワークや、県下の地域計画の情報を有し、包括的に輸出促進を行うことができる唯一の団体である。
5	①委託	「徳島の食」魅力発信プロモーション事業	万博を契機として首都圏を中心に国内外へ「徳島の食」をPRするため、関西パビリオン構成府県など他県アンテナショップと連携したフェアやコラボマルシェの開催、県が開催する「徳島食の博覧会2023」と連動した首都圏・関西圏の飲食店ネットワークにおける県産食材フェアの開催により、「徳島の食」の魅力を発信する。	1	R5.7.7	R6.3.31	14,500	14,500	第2号(競争に不向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」という)は、本県農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため、(公財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま、徳島県の4者により平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構のコントロールタワーとして、新たな販売チャネル開発による所得向上等の支援のため、輸出部門を設け、対象国、地域での農林水産物等の市場調査及び販路開拓を行っており、本業務の遂行にあたり必要となる、生産者と国内外の商社等バイヤーとの人的ネットワークや、県下の地域計画の情報を有し、包括的に輸出促進を行うことができる唯一の団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：農林水産政策課農地政策室

団 体 名：公益財団法人徳島県農業開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	とくしまブランド新しい物流 促進事業	トラック運転手の労働時間の 規制強化による「物流2024年 問題」の影響で、トラック輸送が 主力である農産物の流通にお いては、輸送力の低下が懸念さ れており、喫緊の課題となっ ている。 そこで、県産品の物流の効率 化・合理化へ向けた実証を行う ことで、県産品の流通・販売の 維持・発展を図る。	1	R5.10.10	R6.3.31	2,000	2,000	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」 という)は、本県農林水産業の生産・流 通・販売までを総合支援するため、(公 財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央 会、JA全農とくしま、徳島県の4者により 平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構 のコントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援 のため、輸出部門を設け、対象国、地域 での農林水産物等の市場調査及び販路 開拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等 バイヤーとの人的ネットワークや、県下 の地域計画の情報を有し、包括的に輸 出促進を行うことができる唯一の団体で ある。
7	①委託	徳島魅力発信・販路拡大事 業	インバウンド需要の回復をは じめ社会経済活動が活性化し ているこの機会を逃さず、徳島県 産食材の露出を増やす取組を 推進するべく、首都圏の人口密 集地域での集中的な魅力発信 や、イベントでの露出機会の創 出を通じ、県産食材の認知度向 上及び継続的な利用につなげ る。	1	R5.10.10	R6.3.31	5,000	5,000	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」 という)は、本県農林水産業の生産・流 通・販売までを総合支援するため、(公 財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央 会、JA全農とくしま、徳島県の4者により 平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構 のコントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援 のため、輸出部門を設け、対象国、地域 での農林水産物等の市場調査及び販路 開拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等 バイヤーとの人的ネットワークや、県下 の地域計画の情報を有し、包括的に輸 出促進を行うことができる唯一の団体で ある。
8	①委託	とくしま農林水産物等海外 輸出推進事業(販売促進・ 人材育成成分)	とくしまブランド戦略に基づき、 「とくしまならでは」の現地プロ モーションやマーケティングを実 施する業務及び海外展開を目 指す意欲ある事業者等の課題 解決に向けた取組を支援する 業務	1	R5.4.1	R6.3.31	24,275	24,275	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」 という)は、本県農林水産業の生産・流 通・販売までを総合支援するため、(公 財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央 会、JA全農とくしま、徳島県の4者により 平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構 のコントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援 のため、輸出部門を設け、対象国、地域 での農林水産物等の市場調査及び販路 開拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等 バイヤーとの人的ネットワークや、県下 の地域計画の情報を有し、包括的に輸 出促進を行うことができる唯一の団体で ある。
9	①委託	徳島海外ブランド力飛躍事 業	とくしまブランド戦略に基づき、 本県の主要県産品の海外にお ける販路開拓を実施し、世界展 開を目指す業務及びかんきつ 加工品やハラル商品等の県 産品の魅力発信を行い海外に おける需要獲得を図る業務	1	R5.7.6	R6.3.31	19,200	19,200	第2号(競争に不 向き)	とくしまブランド推進機構(以下「機構」 という)は、本県農林水産業の生産・流 通・販売までを総合支援するため、(公 財)徳島県農業開発公社、JA徳島中央 会、JA全農とくしま、徳島県の4者により 平成28年1月に設置した組織である。 (公財)徳島県農業開発公社は機構 のコントロールタワーとして、新たな販売 チャネル開発による所得向上等の支援 のため、輸出部門を設け、対象国、地域 での農林水産物等の市場調査及び販路 開拓を行っており、本業務の遂行にあたり 必要となる、生産者と国内外の商社等 バイヤーとの人的ネットワークや、県下 の地域計画の情報を有し、包括的に輸 出促進を行うことができる唯一の団体で ある。
10	①委託	勝ち抜く！園芸産地強靱化 事業	園芸品目の生産振興及び流通 販売に係る課題解決のための 活動・取組への助成	1	R5.4.1	R6.3.31	6,800	6,800	第2号(競争に不 向き)	本県農林水産業の生産・流通・販売ま でを総合支援するため、徳島県農業開 発公社、JA徳島中央会、全農徳島県本 部、徳島県の4者で構成するとくしまブ ランド推進機構のコントロールタワーを担う とともに、県下の農業者や農地に関する 情報の集約を図ることができる組織であ り、本事業を効果的に実行できる事業者 がほかに存在しないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：林業振興課

団 体 名：徳島森林づくり推進機構

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和5年度とくしま協働の 森づくり事業委託業務	企業等を含めた県民総ぐるみ で「とくしま協働の森づくり事業」 を推進するため、とくしま協働の 森づくり事業に係る事業者等の 意向調査、PR資材の作成、協 定締結式及び証明書交付式の 開催、並びに協定企業と事業に 関する協議を行う。	1	R5.4.14	R6.3.29	2,695	2,695	第2号(競争に不 向き)	本委託業務は、企業等に対して「とくし ま協働の森づくり事業」への参画に関す る意向調査を行い、企業等に対して協定 締結等に関する事務処理等を行うもので ある。 徳島森林づくり推進機構は、県民総ぐ るみの森林保全と緑化の推進が主な事 業の一つとなっており、関係団体との協 力・連携体制が整っている。 また、「とくしま協働の森づくり事業」に おける企業等からの寄附金を「緑の募 金」使途限定募金として受け入れられる 県内唯一の団体であり、かつ同寄附金を 損金算入することができる特定寄付金 を扱う公益法人として認められているこ とから、本業務を実施しているのは、徳島森 林づくり推進機構において他にない。
2	①委託	令和5年度「とくしま林業ア カデミー」オープンキャンパ ス運営業務	「とくしま林業アカデミー」の理念 や研修内容及び徳島県の林業 について理解を深めてもらい、 より多くの受講者の確保、また 林業就業者の増加につなげる ため、オープンキャンパスを開 催する。	1	R5.6.15	R6.1.12	598	598	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は「とくしま林 業アカデミー」を運営する県内唯一の団 体として、林業現場で活躍できる即戦力 となる人材を育成するために研修業務を 実施している。 また、森林経営管理の受託による植林 及び森林の保育や、公有林化推進事業 による森林の取得・整備などを進めてお り、県下全体をフィールドとして、森林の 健全な造成と育成を行う唯一の団体であ ることから、本業務を実施できるのは、徳 島森林づくり推進機構において他にない。
3	①委託	令和5年度森林管理情報 収集事業	施業地の集約化を図る基礎とす るため、県有林・県行造林及び 公団造林地の監視、県営林周 辺の売買状況等及び県営林と 一体的施業の実施候補地の情 報収集を行う。	1	R5.7.10	R6.3.15	4,979	4,979	第2号(競争に不 向き)	当事業は、県営林地の森林災害や伐 採等の現場情報に加え、林売買情報 等、広く森林の管理情報を収集・蓄積す ることを目的としている。 このため、当事業を適切に実施するた めには、県内一円において、森林の売買 情報や施業地の集約化等に係る情報を 収集するための情報網や経験が求めら れる。 徳島森林づくり推進機構は、これまで 県内一円において森林整備事業及び緑 化事業を推進してきた実績があり、それ に伴って森林管理に関する総合的な情 報を収集、保有している。また、分収林を 核とした一体的な施業を行ってきた実績 がある唯一の団体であることから、本業 務が実施できるのは、徳島森林づくり推 進機構の他にない。
4	①委託	R4森林「森林の番人」を活 用した森林の監視・情報収 集業務	「保安林」及び「森林管理重点地 域」等における伐採や開発行 為、自然災害などについて監 視・情報収集をすることにより、 森林の適正な管理を推進する。	1	R5.7.18	R6.2.29	3,410	3,410	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、本県森林 の適正な管理と利用を推進する「徳島県 豊かな森林を守る条例」の実行組織であ り県内全域で森林を整備・管理しており、 森林・林業に関する豊富な経験や高い 技術力を活かし、森林の売買に関する情 報収集、管理が行き届かない恐れがあ る森林の状況把握、各種団体や企業な ど多様な主体が協働した森林管理の推 進などを行っている唯一の団体であり、 これまでも森林の適切な監視・情報収 集を行ってきたことから、本事業が実施 できるのは、徳島森林づくり推進機構を おいて他にない。
5	①委託	令和5年度鳥獣害防止施 設新技術検証業務	シカの侵入をさらに有効に防げ る新たな技術を使った標準図と 標準単価の再検討を目的とし、 防護柵における造林地の定期 的なモニタリング及び設置時の 歩掛かり調査を行う。	1	R5.7.18	R6.3.25	2,057	2,057	第2号(競争に不 向き)	本業務は、鳥獣害防止施設の新たな資 材を使用し、定期的なモニタリングによる 効果の検証や歩掛かり調査を実施し、徳 島県の標準図を再検討する基礎的情報 を収集することを目的としており、業務 の実施に当たっては県内の森林、林業事 業を把握している必要がある。 徳島森林づくり推進機構は、県内全域 で植栽施業を実施している唯一の団体 であり、県内の6割以上の植栽実績を持 つ。さらに、同団体は植栽に続き保育事 業も継続して実施するため、当年度以降 も継続して当該事業地に訪れることか ら、県内で最も造林に精通した林業事業 体であり、本業務の目的を達成するた めに速やかな業務実施を行うことができ るのは、徳島森林づくり推進機構におい て他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：林業振興課

団 体 名：徳島森林づくり推進機構

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	令和5年度とくしま森林経営管理推進業務	「新たな森林管理制度」の円滑な運用に向けた取り組みモデルの検討や県内全体説明会の開催等を実施し、「新たな森林管理システム」の更なる構築を進める。	1	R5.7.24	R6.3.26	728	728	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、「とくしま森林経営管理協議会」の構成員であり、「新たな森林管理システム」に精通していることに加え、県内24市町村を会員としていることから、市町村との情報共有体制が構築されている。 また、これまで県内一円において森林整備事業及び緑化事業を推進してきた実績があり、森林管理に関する総合的な情報を収集、保有している唯一の団体であることから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
7	①委託	令和5年度森林のスペシャリスト育成事業委託業務	増産対策には主伐の推進が不可欠であり、架線技術や大径木の伐採・造材技術など、主伐に対応できる技術者を育成するための研修を実施する。	1	R5.9.15	R6.3.27	4,840	4,840	第2号(競争に不向き)	本業務は、素材生産に携わる林業就業者が、主伐に対応できる林業技術を習得するために必要な研修を実施することを目的としている。 徳島森林づくり推進機構は、県内約1.3万haの森林を管理し、県内各地で森林整備事業を展開しており、特に、平成27年度からは直営の作業班員を組織し、自らが主伐事業を実施するとともに、主伐事業のあっせん受託を行う県内唯一の森林整備法人である。 また、平成24年度からは、県内の林業就業者を対象に、素材生産における伐採・搬出技術に係る研修を実施してきたことをはじめ、研修に必要なフィールドが豊富で、かつ、主伐事業に関する高い専門知識、県内全域の市町村・森林組合を社員に擁するネットワークを有し、安全作業等の事業管理を行うことができ、研修環境の構築を容易に行うことができることから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
8	①委託	令和5年度とくしま県有林化推進事業山林調査委託業務	公有林化等推進基金により購入しようとする山林について、林況・植生調査及び不動産評価を実施する。 併せて、新たな取得候補地の選定のため、調査及び資料作成を行う。	1	R5.9.21	R5.11.24	1,929	1,929	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、自社有林の適正な管理のみならず、県、市町村等からも森林の管理を受託している。また、周辺に位置する管理不十分な私有林の森林管理を受託するなど当該業務に関して卓越した技術を有する組織である。 平成16年度から県下全域の森林を取得してきた実績があるほか、市町村が森林を取得する場合の調査を受託するなど森林取得の手順等に精通している。 徳島県下において公有林化を推進する機能を十分に備えた団体は、徳島森林づくり推進機構において他にない。
9	①委託	令和5年度森林サイクル確立促進対策業務	「徳島伐採搬出・再造林ガイドライン」の遵守に向けた体制を整備するための情報収集を行うほか、造林者へのアンケート調査の実施による、再造林への影響が少ない施業方法等の検討や、伐採後の再造林に影響を与える枝葉の処理に関する検証を実施、その内容について研修会を開催する。	1	R5.11.6	R6.3.22	4,070	4,070	第2号(競争に不向き)	本業務は、伐採事業者が単独又は連携して、適切な伐採と伐採後の造林を着実に実施することを促進するため、ガイドラインの遵守に向けた普及及び技術研修を実施することを目的としている。 徳島森林づくり推進機構は、県内の約1.3万haの森林を管理し、県内各地で森林整備事業を展開しており、特に、平成27年度からは直営の作業班員を組織し、自らが伐採・再造林事業を実施するとともに、伐採・再造林事業のあっせん受託を行う県内唯一の森林整備法人である。 また、「徳島伐採搬出・再造林ガイドライン協議会」の事務局を務めており、県内の林業就業者を対象に、素材生産における伐採・搬出技術に係る研修等を実施してきた実績もあり、研修に必要なフィールドが豊富で、かつ、伐採・再造林事業に関する高い専門知識、県内全域の市町村・森林組合を社員に擁するネットワークを有しており、この業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：林業振興課

団 体 名：(公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	新たな林業担い手確保事業	新規林業就業者を確保する取組を実施する。	1	R5.4.28	R6.3.31	2,970	2,970	第2号(競争に不向き)	本業務は新規林業就業者の確保に資する取組を行うものであり、当センターは県内林業事業体の採用事情に明るく、ハローワークを除いては就業者募集行為を行い得る県内唯一の団体であるため。
2	①委託	森林のプロフェッショナル育成事業	適正な技術と知識を有し、安全性に配慮しつつも効率的な木材生産を行うことができる「森林のプロフェッショナル」を養成する。	1	R5.8.18	R6.3.22	4,180	4,180	第2号(競争に不向き)	本業務は間伐などの作業計画や現場管理、高性能林業機械の安全管理などに深い見識が必要であり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理、安全管理等の指導を行う県内唯一の団体であるため。
3	①委託	路網作設高度技能者育成事業	素材生産の最も重要な基盤となる森林作業道作設の高度の現場技術者を養成する。	1	R6.1.5	R6.3.22	1,342	1,342	第2号(競争に不向き)	本業務は路網を効率的に作設するために作業班長レベルの熟練した技術者を養成するものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理、安全管理等の指導を行う県内唯一の団体であるため。
4	①委託	林業起業支援バックアップ事業	起業や経営改善に関する研修や、各種手続き等に関する支援や雇用管理の経営診断を行い、サポートやアドバイスを実施する。	1	R5.7.31	R6.3.10	2,486	2,486	第2号(競争に不向き)	本業務は起業予定者や起業後間もない林業事業体の起業支援や経営改善を図るものであり、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することとされているため。
5	①委託	森林施業プランナー育成対策事業	森林整備や路網整備を企画・提案できる「森林施業プランナー」を育成する。	1	R5.8.21	R6.3.22	1,689	1,689	第2号(競争に不向き)	本業務は森林施業プランナーに必要な知識と技術を習得させる業務であり、当センターは事業実績もあり、業務実行に必要な知識と人材を有する県内唯一の団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 水産振興課

団 体 名: (公財)徳島県水産振興公害対策基金

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和5年度水産種苗生産業 務	クルマエビ・アワビ・トコブシ・ア ユ等の水産種苗の生産	1	R5.4.1	R6.3.31	139,495	139,495	第2号(競争に不 向き)	徳島県産の親魚を必要量確保し、健全 な種苗を生産できる能力を有するのは当 団体のみである。また、同団体は昭和55 年度以降、本業務を受託し、良好に業務 を完了した実績を有する。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2 第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	R5徳土 鳴門公園線(小鳴門大橋) 鳴・鳴門高島他 橋梁定期点検業務(1)	橋梁定期点検業務	1	R5.7.7	R6.3.10	20,868	20,868	第2号(競争に不向き)	当該業務は、県管理道路における橋梁定期点検を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
2	①委託	R5徳土 鳴門公園線(小鳴門大橋) 鳴・鳴門高島他 橋梁定期点検業務(2)	橋梁定期点検業務	1	R5.7.7	R6.3.10	20,880	20,880	第2号(競争に不向き)	当該業務は、県管理道路における橋梁定期点検を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
3	①委託	R5徳土 徳島引田線他(徳王寺谷橋他) 板・大坂他 橋梁定期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R5.7.7	R6.3.10	13,113	13,113	第2号(競争に不向き)	当該業務は、県管理道路における橋梁定期点検を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
4	①委託	R5徳土 徳島空港線他(朝日野大橋他) 松・豊久他 橋梁定期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R5.7.7	R6.3.10	10,809	10,809	第2号(競争に不向き)	当該業務は、県管理道路における橋梁定期点検を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
5	①委託	R5徳土 亀浦港櫛木線他(小鳴門新橋他) 鳴・瀬戸北泊他 橋梁定期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R5.7.7	R6.3.10	9,942	9,942	第2号(競争に不向き)	当該業務は、県管理道路における橋梁定期点検を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、東部県土整備局と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2 第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	R5波土 由岐大西線他 美波・伊座利他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.4.28	R6.3.3	4,720	4,720	第2号(競争に不向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行うものである。
7	①委託	R5那土 国道195号他 那賀・朝生他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.7.12	R5.10.10	1,397	1,397	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
8	①委託	R5徳土 沖洲徳島本町線他 徳・安宅2他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.4.18	R6.3.25	2,706	2,706	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
9	①委託	R5馬土 太田川 つ・貞光太田西 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.7.3	R5.10.31	1,276	1,276	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事にかかる設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
10	①委託	R5徳土 鳴門公園線他 鳴・鳴門土佐泊浦他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.6.7	R5.10.31	2,728	2,728	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行った。
11	①委託	R5吉土 石井南島線他 吉・高川原他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R5.4.27	R5.11.8	7,491	7,491	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2 第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
12	①委 託	R5那賀高等学校 設計積 算等支援業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R5.9.19	R5.12.28	678	678	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。公益財団法人徳 島県建設技術センターは、県及び市町 村等が施行する事業に係る測量、調査、 設計、積算、技術審査、監督、検査等へ の補助又は支援する機関として設立され ており、十分な実績及び公益性を有して いる。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、随意契約とした。
13	①委 託	R5阿土 勝浦羽ノ浦線 阿 南・羽ノ浦 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R5.11.21	R6.3.10	484	484	第2号(競争に不向き)	本業務は、設計積算を委託する業務で ある。 当該団体は、県及び市町村等が施行 する事業に係る測量、調査、設計、積 算、技術審査、監督、検査等への補助又 は支援する機関として設立されており、 十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 県土木工事の積算ができる唯一の団体 であることから、当該団体と随意契約を 行ったものである。
14	①委 託	R5那土 国道195号他 那 賀・中山他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R6.1.30	R6.3.25	3,542	3,542	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センター は、県及び市町村等が施行する事業に 係る測量、調査、設計、積算、技術審 査、監督、検査等への補助又は支援す る機関として設立されており、十分な実 績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同 一条件で積算ができる唯一の団体であ ることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。
15	①委 託	R5吉土 石井南島線他 石・石井他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R5.11.1	R6.3.25	1,067	1,067	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算 を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。
16	①委 託	R5徳土 瀬戸港線他 鳴・ 瀬戸堂浦他 設計積算等 支援業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R5.10.31	R6.3.25	7,358	7,358	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターと随意契約を行った。
17	①委 託	恐竜化石含有層の発掘調 査に係る詳細設計積算等 業務	改修工事に係る設計積算等 支援業務	1	R5.7.3	R6.3.22	191	191	第2号(競争に不向き)	文化の森振興センターには、土木系技 術職員が在籍しておらず、発掘調査に係 る詳細設計積算等の業務を遂行するに は、非常に困難な状況となっている。県 内において、これらの業務を遂行する能 力を有し、県、市町村等が施工する事業 に係る積算、技術審査、監督、検査等へ の補助又は支援を目的とする公益性の 強い団体は、公益財団法人徳島県建設 技術センターのみであることから本業務 の委託先として当該業者を選定した。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2 第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
18	①委託	R5徳土 石井神山線他 神・阿野井ノ谷他 監督補助等業務	工事等に係る調査測量及び 設計積算業務、施工管理業務等 1式	1	R5.4.3	R6.3.31	15,840	15,840	第2号(競争に不向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公共財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施工する事業に係る測量、調査、積算、技術審査、監督、検査等への補助または支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、県土木工事の積算ができる唯一の団体であることから、選定した。
19	①委託	令和5年度 1級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会業務	土木工事における最高レベルの技術者として、良質な社会資本整備に重要な役割を果たす1級土木施工管理技術士を養成するため、受験準備講習会を開催する。	1	R5.4.1	R6.3.18	1,815	1,815	第2号(競争に不向き)	本業務は、建設業の担い手不足の解消と建設業者の技術力向上を図るため、建設業法第27条に基づく国家資格である1級土木施工管理技士の技術検定試験の受験準備に係る講習会を開催するものである。業務内容は、講義カリキュラムを企画立案し、効果的な講習会を運営するなど、土木工事の実務経験と極めて高い専門知識を必要とするものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県市町村が公共事業を円滑に執行できるよう補完、支援することを目的に設立された県内唯一の公益法人である。当該法人は、建設行政の多様化する需要に迅速かつ的確に応えるため、県や市町村と連携のもと「公共工事の品質確保のための技術支援・人材育成」等の事業を展開しており、その職員は建設現場における豊富な実務経験と極めて高い専門知識を有しているため。
20	①委託	土木建設工事に係る業務指導等委託業務	・建設事業に係る測量、調査、設計及び積算業務 ・建設事業に関する監督補助及び検査補助業務 ・公共施設等の管理運営及び整備業務	1	R5.4.1	R6.3.31	33,041	33,041	第2号(競争に不向き)	設計・積算業務、監督補助業務等の指導委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適正な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複雑化する中、県と関係団体との緊密な連携のもと、効率的・効果的に県土整備行政を推進していく必要があり、委託業務は、県土整備行政全般及び土木工事における積算・設計等の技術的作業に精通した者、また、技術面のみならず建設業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ事実上不可能な業務であり、他に替わり得る団体はない。
21	①委託	技術者人材クラスター事業に係る支援等委託業務	・公共事業の振興を目的とした技術力向上の支援業務 ・技術者及び技術情報の収集及び管理業務 ・県、市町村、民間企業、大学等の技術支援ニーズの把握及び技術者の斡旋業務	1	R5.6.1	R6.3.31	3,647	3,647	第2号(競争に不向き)	技術者人材クラスター事業の支援委託であり、業務の性質上、各種関係制度や基準等に精通し、専門的知識や豊富な経験が必要であり、また、関係業者と利害関係がなく、現場における公平・公正かつ適性な判断が求められることから競争入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複雑化する中、県と関係団体との緊密な連携のもと、効率的・効果的に農林水産行政を推進していく必要があり、本業務は、公共事業全般及び技術面のみならず、公共事業を取り巻く関係法令・関係制度など業務全般に精通した者でなければ実行不可能な業務であり、他に替わり得る団体はない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	地域高規格道路用地取得事務委託	阿南安芸自動車道(桑野道路・福井道路)用地取得		R5.4.24	R6.3.31	4,200	4,200	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
2	①委託	地域高規格道路用地取得事務委託	阿南安芸自動車道(海部野根道路)用地取得		R5.4.24	R6.3.31	6,600	6,600	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
3	①委託	一般国道用地取得事務委託	一般国道55号(牟岐バイパス)における用地取得事務の委託		R5.4.27	R6.3.31	5,551	5,551	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
4	①委託	直轄河川改修用地取得事務委託	一級河川吉野川水系旧吉野川(中喜来箇所及び広島箇所)における用地取得事務の委託		R5.4.27	R6.3.31	5,792	5,792	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
5	①委託	用地事務委託	公共事業に係る用地取得業務の実施及び用地取得体制の整備促進		R5.4.1	R6.3.31	10,948	10,948	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはない(同法第10条、第17条)ため。
6	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	住古万代園瀬橋線における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	5,867	5,867	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
7	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	石井南島線における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	736	736	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
8	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	鳴門公園線(土佐泊浦～三ツ石工区)における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	2,345	2,345	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
9	①委託	道路改築事業用地取得事務委託	徳島環状線(国府～藍住工区)における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	5,459	5,459	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
10	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	小松島佐那河内線(三反地工区)における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	461	461	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
11	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	国道438号(芝生工区)における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	1,778	1,778	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
12	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	徳島吉野線(西条工区)における用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	862	862	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課：用地対策課

団 体 名：徳島県土地開発公社

(金額単位：千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	緊急地方道路整備事業 用地取得事務委託	国道195号(石畳～棚谷 工区)における用地取得 事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	1,369	1,369	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
14	①委託	緊急地方道路整備事業 用地取得事務委託	久尾穴喰浦線(久保②工 区)における用地取得事 務の委託		R5.4.1	R6.3.31	1,367	1,367	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
15	①委託	広域河川改修事業用地 取得事務委託	多々羅川における用地取 得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	256	256	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
16	①委託	総合流域防災事業用地 取得事務委託	立江川における用地取得 事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	7,559	7,559	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
17	①委託	総合流域防災事業用地 取得事務委託	善蔵川における用地取得 事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	157	157	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
18	①委託	広域河川改修事業用地 取得事務委託	那賀川(十八女町工区) における用地取得事務の 委託		R5.4.1	R6.3.31	5,458	5,458	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
19	①委託	広域河川改修事業用地 取得事務委託	那賀川(阿井工区)にお ける用地取得事務の委託		R5.4.1	R6.3.31	3,338	3,338	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
20	①委託	公共事業用地取得推進 支援業務(阿南庁舎)	阿南庁舎における用地取 得業務の支援		R5.4.1	R6.3.31	9,984	9,984	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。
21	①委託	公共事業用地取得推進 支援業務(美波庁舎)	美波庁舎における用地取 得業務の支援		R5.4.1	R6.3.31	9,984	9,984	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推 進に関する法律に基づき設立された土地開発公社 の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業 務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務 等に精通している必要があり、当該団体はそのため の人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR5年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第16条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	県庁来庁者駐車場等整理業務	県庁構内駐車場における来庁者の車両整理及び事故防止のための誘導並びに駐輪場整理及び案内業務	1	R5.4.1	R6.3.31	16,115	16,115	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、県庁来庁者駐車場等の整理業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
2	①委託	徳島みなと公園他清掃業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸において、清掃によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	1,132	1,132	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、徳島みなと公園他清掃業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
3	①委託	徳島みなと公園他植栽維持管理業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸、南末広町の三角公園において、芝生の刈込みや樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	3,489	3,489	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、徳島みなと公園他の植栽維持管理業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
4	①委託	徳島みなと公園他除草業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸、南末広町の三角公園において、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.7.1	R5.10.31	398	398	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、徳島みなと公園他の除草業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
5	①委託	マリンピア沖洲他清掃業務	マリンピア沖洲地区及びマリンピア沖洲防潮堤において、清掃によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	395	395	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、マリンピア沖洲地区他清掃業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
6	①委託	マリンピア沖洲他植栽維持管理業務	マリンピア沖洲地区において、芝生の刈込みや樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.4.1	R6.3.31	1,471	1,471	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、マリンピア沖洲地区他の植栽維持管理業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
7	①委託	マリンピア沖洲地区除草業務	マリンピア沖洲環境緑地他、マリンピア沖洲防潮堤、マリンピア沖洲南連絡道路、マリンピア沖洲線接続道路において、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.7.1	R5.10.31	1,334	1,334	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設置された会社であり、従来より、マリンピア沖洲地区他除草業務を行っているため、当該業者は他社と比べ経験も豊富で現場にも精通しており、適切な対応が可能である。
8	①委託	マリンピア沖洲地区緑地部周辺樹木剪定等業務	マリンピア沖洲地区緑地部周辺において、樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.8.21	R5.9.30	301	301	第5号(緊急を要する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。 また緑地部周辺にて雑木等が生い茂り、維持管理上支障が生じている状態となっているため、早急に対応する必要がある。
9	①委託	マリンピア沖洲地区ソーラーフェンス周辺樹木剪定等業務	マリンピア沖洲地区ソーラーフェンス周辺において、樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.6.9	R6.6.22	277	277	第5号(緊急を要する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。 またソーラーフェンス周辺にて雑木等が生い茂り、維持管理上支障が生じている状態となっているため、早急に対応する必要がある。
10	①委託	南末広地区周辺清掃業務	徳島市南末広地区において、清掃によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R5.9.27	R5.10.31	218	218	第5号(緊急を要する)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。 また港湾管理地に廃棄物が散乱し、維持管理上支障が生じている状態となっているため、早急に対応する必要がある。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 住宅課

団 体 名: 徳島県住宅供給公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契 約 日 等		契 約 金 額		随 意 契 約 の 理 由 等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR5年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県営住宅の管理代行 及び管理業務委託	県営住宅の管理体制を充実し、 住民サービスの向上を図るた め、入居者募集、修繕等窓口業 務を行う。	1	R5.4.1	R6.6.31	318,307	318,307	第2号(競争に不 向き)	公営住宅の管理は、公営住宅法におい て原則として事業主体が行うこととされて いるが、「事業主体の同意を得た地方公 共団体、地方住宅供給公社は、事業主 体に代わって公営住宅の管理を行うこと ができる。」とされており、徳島県営住宅 の設置及び管理に関する条例で、市町 村又は徳島県住宅供給公社が県営住宅 の管理を行うことができることを示してい る。
2	①委託	県営住宅浴室給湯設備設 置業務	入居者の退去後において、浴槽 及び給湯設備が設置されていな い県営住宅の浴室に浴槽及び 給湯設備を設置する。	1	R5.4.1	R6.3.25	10,740	10,740	第6号(競争が不 利)	事業実施に際しては、県営住宅の空き 家修繕を行っている者が空き家修繕と同 時に実施することが作業効率や工事期 間において有利と考えられる。また、事 業実施者は県営住宅の現状を常に把握 し、今後の県営住宅の利用方針に沿った 適切な判断ができる者である必要があ る。 そのため、県営住宅の管理代行・指定管 理を行っている徳島県住宅供給公社に 委託する。
3	①委託	県営住宅長寿命化対策業 務	県営住宅既存ストックの長寿命 化を図り、住民が安心して暮ら せる住環境を維持するため、県 営住宅及び各種設備の改修等 を実施する。	1	R5.4.1	R6.6.30	61,988	59,393	第6号(競争が不 利)	本業務の実施にあたっては、県営住宅 団地全体の状況を適切に把握し、優先 度の高い業務から計画的に実施する能 力が求められる。 さらに、入居中の住戸内や共用スペース での作業を伴うなど、住民との綿密な調 整も必要となる。 よって、管理代行及び指定管理により 県営住宅の維持管理を行っている徳島 県住宅供給公社に委託することが、業務 効率を考慮すると最も有利である。
4	①委託	令和5年度「とくしま回帰」 住宅対策総合支援センター 運営業務	空き家対策の推進を図るために 県が設置した「とくしま回帰」住 宅対策総合支援センターの運 営を行う。	1	R5.4.1	R6.3.31	26,471	26,471	第2号(競争に不 向き)	本業務は、住宅の専門的な知識や経験 を必要とし、価格競争では成果を期待し 難い業務である。業務の実施に当たっ ては、住宅建築や売買及び管理に精通し た知識を有する相談員の配置や、公平 な立場で住宅の総合的な知識を有する 空き家判定士を育成するとともに、気密 性の高い個人情報扱業務であるた め、守秘義務の遵守徹底が求められる。 このことから、公企業として守秘義務の 信頼も高く、住宅の計画・建設・売買・管 理及び空き家対策に精通した知識・経験 を有する唯一の団体であることから、徳 島県住宅供給公社に委託するものであ る。